建設業者監督処分一覧表

[令和4年度]

	許可番号	建設業者名	処分の内容	処分年月日
1	才第00225号	平栗建設株式会社	指示	令和4年(2022年)4月21日
2	石第00598号	和商株式会社	指示	令和4年(2022年)4月28日
3	宗第00033号	株式会社中田組	指示	令和4年(2022年)5月9日
4	石第16697号	有限会社浜野興業	指示	令和4年(2022年)5月28日
5	石第05367号	株式会社阿部建設	指示	令和4年(2022年)7月14日
6	上第01040号	株式会社有我工業所	営業停止	令和4年(2022年)7月25日
7	渡第04823号	株式会社マルナカ工業	指示	令和4年(2022年)10月29日
8	留第00515号	株式会社大垣重興	指示	令和4年(2022年)12月15日
9	才第02603号	有限会社三上産業	指示	令和5年(2023年)3月28日
10				
11				
12				
13				
14				
15				

商号又は名称	平栗建設株式会社		代表者氏名	加藤 健一
主たる営業所 の 所 在 地	紋別郡遠軽町生田原508番均			
許可番号	北海道知事許可 (般-3) 才第225号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業、	とび・土工工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年(2022年)4月21日	処分を行った者	北海道知事	
根拠法令	処 法 令			

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示処分

労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他の関係法 令を遵守し、建設業者としての適正な業務を確保すること。

建設業法及び関係法令の違反を重ねて行った場合は、建設業法の規定に基づき営業の停止 又は許可の取消を行うことがあります。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

平栗建設株式会社は、令和3年6月4日、遠軽町生田原八重496番1のJR北海道旅客鉄道(株) 社有林伐木作業現場において、当時、周辺地域は複数回にわたり強風注意報が発表されており、 作業現場の未伐木の立木が倒木するおそれがあるにもかかわらず、作業を中止させることなく 継続したため、作業員1名が倒木の下敷きとなり死亡したことから、労働安全衛生法第21条1項 (労働安全衛生規則第483条)違反として、令和3年12月24日、遠軽区検察庁より起訴され 令和4年1月7日、遠軽簡易裁判所より法人、代表者に対し、それぞれ、罰金20万円及び罰金 30万円の判決を受け令和4年1月19日、この刑が確定しました。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものです。

その他参考となる事項 │ 北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

商号又は名称	和商株式会社		代表者氏名	日 阿部 哲	也
主たる営業所	札幌市西区発寒15条13-1-45				
の所在地					
許可番号	北海道知事許可	許可を受けて	ていると	び・土工工事業	電気工事業
計り番号	(般-3)石第00598号	建設業の	種類消	防施設工事業	

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年(2022年)4月28日	処分を行った者	北海道知事
根 拠 法 令	建設業法第28条第1項(第28	条第1項第2号該	当)

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底するとともに、建設業法及び関係法令を遵守し、社内の業務管理体制の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実

建設業法違反

和商株式会社は、建設業法第27条の23第1項の規定に違反し、有効な経営事項審査結果を 有していないことにより同法施行令に定める建設工事を請け負うことができないにもかかわら ず、公共工事の入札に参加し、請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものである。

商号又は名称	株式会社 中田組	代表者氏名 中田 伸也
主たる営業所の 所 在 地	北海道稚内市港2丁目8番30号	
許可番号	北海道知事許可 許可を受けて	いる土、建、と、石、鋼、舗、し、
	(特-3) 宗第00033号 建設業の利	重 類 造、水、解

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年5月9日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第	28条第1項第3号誌	亥当)
処分の内容			

建設業法第28条第1項に基づく指示

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、船舶安全法その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、施工現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実 船舶安全法違反

株式会社中田組は、令和3年7月10日午後4時15分頃、同社所有の汽船を同社社員を船長として、稚内市ノシャップ2丁目2820番地先海域において、船舶検査証書に記載された最大搭載人員5人を1人超えた6人を同船に搭載し運行した。

これにより、令和4年3月28日、同法人は稚内簡易裁判所から船舶安全法違反として罰金10万円に処され、罰金納付によりその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。

その他参考となる事項

商号又は名称	有限会社浜野興業		長者氏名	浜野 憲政	
主たる営業所	札幌市東区伏古13条3-12-21				
の所在地					
許可番号	北海道知事許可	許可を受けてい	るとび	・土工工事業 タイル・れん	
計 円 街 万 	(般-1) 石第16697号	建設業の種	類が・こ	ブロック工事業	

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年(2022年)5月28日	処分を行った者	北海道知事
根 拠 法 令	建設業法第28条第1項(第28	条第1項第3号該	当)

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、施工現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社浜野興業の役員は、同法人の安全管理を総括するものであるが、札幌市南区で実施した工事において、労働者をして、ドラグ・ショベルを用いて擁壁の裏側を掘削した溝に降り、スコップを用いて穴の深さや幅を微調整させる作業を行わせるにあたり、当該作業箇所は擁壁に近接する箇所における明かり掘削作業であり、当該擁壁が損壊することにより労働者に危険を及ぼす恐れがあったのであるから、同擁壁を補強し、移設するなどをし、損壊等による危険を防止する措置を講じなければならないにもかかわらず、その措置を講じず同作業を行わせた。

このことにより、労働安全衛生法第21条第1項及び労働安全衛生規則第362条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において、同法人及び同法人役員が罰金刑に処せられ、刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。

その他参考となる事項

商号又は名称	株式会社阿部建設	代表者	氏名	阿部	時男
主たる営業所	石狩郡新篠津村第37線南1				
の所在地					
許可番号	北海道知事許可	許可を受けている	土木	工事業	とび・土工工事業
計 円 街 万 	(特-1)石第05367号	建設業の種類	舗装	工事業	解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年(2022年)7月14日	処分を行った者	北海道知事
根 拠 法 令	建設業法第28条第1項(第28	条第1項第3号該	当)

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社阿部建設は、令和3年6月22日、札幌東労働基準監督署長に対し、同法人の労働者が、令和3年6月17日、石狩郡新篠津村の工事現場で負傷し、翌日から4日以上休業したのに、「令和3年6月17日、会社の倉庫にて怪我をした。」旨の虚偽の労働者死傷病報告書を提出したものである。

このことにより、労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において、同法人及び同法人役員が罰金刑に処せられ、刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。

その他参考となる事項

商号又は名称	株式会社 有我工業所		代表者氏名	有我 有希
主たる営業所 の 所 在 地	上富良野町中町3丁目2番1	号		
許可番号	北海道知事許可 (般・特-30) 上第01040号	許可を受けている 建設業の種類		· · · · ·

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年7月25日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第28条第1項第3号該当)		

処分の内容

営業停止期間:令和4年8月8日から令和5年8月7日までの1年間

営業停止範囲:地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

処分の原因となった事実 公契約関係競売妨害罪及び贈賄罪

令和3年6月18日、南富良野町の公共工事入札において、元代表取締役が公契約関係競売入 札妨害罪及び贈賄罪に問われ、旭川地方裁判所から懲役2年、執行猶予4年の判決を受け、令和 4年7月8日に刑が確定した。

その他参考となる事項 同社役員に対し、建設業法29条第4第1項に基づき、地域、業種、 公共・民間工事の範囲を限定せず営業の営業禁止処分を行った。

商号又は名称	株式会社マルナカ工業		代表者氏名	中川	耕也
主たる営業所 の 所 在 地	北海道亀田郡七飯町緑町2丁目15番38号				
許可番号	北海道知事許可 (般-30)渡第4823号	許可を受けている 建設業の種類	とび・土工	匚事業	

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年10月29日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示処分

今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講ずること。

- (1) 処分の対象となった違反行為に関して遵守すべき法令の内容を把握し、再発防止に資す る業務監督体制を構築するとともに社内規範を整備すること。
- (2) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知し、 法令遵守の重要性を強く意識付けすること。

処分の原因となった事実 | 労働安全衛生法違反

株式会社マルナカ工業は、令和2年10月29日

- 一同会社の資材置場において、法令で定める資格を有しない労働者に、最大荷重が1トン以 上のフォークリフトの運転の業務に就かせた。
- 二 その結果、同法人の労働者1名が負傷をし、4日以上休業することになったが、函館労働 基準監督署長に対し、遅滞なく報告(労働者死傷病報告)を提出しなければならないとこ ろ、法令の定める報告を怠った。

その後、上記の違法行為が発覚し、令和4年7日1日に函館簡易裁判所において労働安全衛 生法違反により同法人及び同法人役員が罰金刑を受け確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

その他参考となる事項 | 北海道労働局からの建設業相互通報制度による通報

商号又は名称	株式会社大垣重興		代表者氏名	吉村 巧
主たる営業所 の 所 在 地	北海道天塩郡遠別町字北浜170番地			
許 可 番 号	北海道知事許可 (般・特-2) 留第00515号 許可を受けている 建 設 業 の 種 類			

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年(2022年)12月15日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図る とともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、労働災害事故の再発防止に努 め、工事現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実 | 労働安全衛生法違反

株式会社大垣重興は、令和3年6月18日、天塩郡遠別町字北浜95番地9の特定環境保全公共下 水道雨水管渠布設工事21工区において、労働者4名で、つり上げ荷重2.9トンの移動式クレーン を用いて鉄板の移動を行っていたところ、作業員1名が死亡する事故を発生させた。

その際、移動式クレーンの運転について、合図を行う者が合図を行うことなく作業を行い、機 械等による労働者の危険を防止するための必要な措置を講じなかった。

このことにより、労働安全衛生法第20条第1号の規定に違反として、天塩簡易裁判所から罰金 の略式命令を受け、令和4年9月1日に刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。

その他参考となる事項

商号又は名称	有限会社三上産業		代表者氏名	三上 忠基
主たる営業所 の 所 在 地	網走市二見ヶ岡229			
許可番号	北海道知事許可 (般-4) 才第2603号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業、	とび・土工工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和5年(2023年)3月28日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条同項	頁第3号該当)	

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図ると ともに、労働災害事故の再発防止に努め、建設業法、労働安全衛生法、その他の関係法令を遵守 し、工事現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実「労働安全衛生法違反

有限会社三上産業は、令和4年1月17日、排雪運搬用側板をダンプトラックのあおりに取り 付ける作業に際し、排雪運搬用側板が荷台内側に傾き、固定措置ができなかったため、代表取締 役がドラグ・ショベルのバケットで排雪運搬用側板を荷台内側から押している間、自社労働者に 固定作業を行わせたところ、ダンプトラックの鳥居部分とドラグ・ショベルのバケットに挟ま れ、死亡した。このことにより、労働安全衛生法第20条第1号(労働安全衛生法規則第158 条第1項)違反として、令和4年12月27日網走区検察庁より起訴され令和5年1月6日、網 走簡易裁判所より、それぞれ、法人が罰金20万円、役員が罰金50万円の判決を受け令和5年 1月24日に刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものです。

その他参考となる事項